

平成30年11月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件、カセットボンベ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
(うち照明器具1件、電気ケトル1件、自転車1件、
リチウム電池内蔵充電器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち電気冷蔵庫1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
ヘアドライヤー1件、エアコン1件、液晶ディスプレイモニター1件、
冷風機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201700493、A201700726及びA201700758を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204(直通)

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800458	平成30年11月3日	平成30年11月8日	ガスこんろ(都市ガス用)	不明(IC-3300Fと推定)	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201800464	平成30年10月19日	平成30年11月9日	カセットボンベ	CB-3P(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド)(輸入事業者)	火災	当該製品を他社製のカセットこんろに装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700493	平成29年10月22日	平成29年11月9日	照明器具	2105879	バカラパシフィック株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の中央装飾ガラスを下げる中央鋼線の絶縁が不十分であったため、点灯中に人や物の接触等により中央装飾ガラスが大きく揺れ、絶縁被覆のない中央鋼線のフック部が電球給電用の鋼線に引っ掛かって短絡し、過熱により中央鋼線の絶縁被覆が焼損したものと推定される。	福岡県	平成29年11月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700726	平成29年12月27日	平成30年2月8日	電気ケトル	BF805774	株式会社グループセブジャパン(輸入事業者)	重傷1名	当該製品が溶解し、その破片を踏み、右足に火傷を負った。調査の結果、当該製品は、空だき防止装置用固定接点が2個とも変形して接点が離れない状態であったため、使用中に空だき防止装置が作動せず、異常過熱状態となり、ヒーター部を中心に焼損したものと考えられるが、固定接点の変形した原因の特定には至らなかった。	長崎県	平成30年2月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700758	平成28年12月13日	平成30年2月22日	自転車	アルエットS-H	株式会社あさひ(輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左手指を負傷した。調査の結果、当該製品の泥よけが、泥よけの変形が操縦を妨げないことを規定するJIS D 9411:2010の9.2の基準を満たしていなかったため、何らかの理由で泥よけ体に荷重が掛かり後輪タイヤに接触した泥よけ体が巻き込まれて後輪がロックされ、転倒したものと推定される。	千葉県	平成30年2月27日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800456	平成30年10月17日	平成30年11月8日	リチウム電池内蔵充電器	MY-LI20(マイヤード株式会社ブランド)	株式会社アベル(マイヤード株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800455	平成30年10月29日	平成30年11月8日	電気冷蔵庫	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	平成30年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800457	平成30年9月23日	平成30年11月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月2日
A201800459	平成30年10月3日	平成30年11月8日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生していた。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月30日
A201800460	平成30年10月18日	平成30年11月9日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品のコード部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800461	平成30年10月7日	平成30年11月9日	エアコン	火災 死亡1名 軽傷2名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡し、2名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月31日
A201800462	平成30年11月1日	平成30年11月9日	液晶ディスプレイモニター	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800463	平成30年10月10日	平成30年11月9日	冷風機	火災	工場を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月5日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号:A201700493）



電気ケトル（管理番号:A201700726）



自転車（管理番号:A201700758）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号:A201800456）

